

公共施設使用料の見直しに関する基本方針

1 策定の趣旨

本市では、市民福祉の増進や健康の維持、社会教育の推進を目的として、さまざまな公共施設を整備・運営しており、これらは市民をはじめ多くの方々に広く利用されています。これら施設の使用料については、地方自治法第225条および第228条の規定に基づき条例で定め、利用者に一定の負担をお願いしています。

近年、少子高齢化や人口減少により税収の大幅な増加は見込めず、一方で社会保障費や公共施設の老朽化対応など財政需要は増加しています。加えて、原材料費やエネルギーコストの高騰、人件費の上昇により維持管理・運営コストも増大しています。

さらに、デジタル化やライフスタイルの多様化により利用実態や市民ニーズが変化し、従来の使用料体系が現在の状況に合わない場合もあり、公平性や透明性の観点から見直しが必要です。

こうした中、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供するためには、施設の在り方の見直しとともに、受益者と非受益者の負担の公平性を確保し、利用者には受益に応じた適切な負担をお願いすることが不可欠です。

また、使用料について市民の理解と納得を得るためには、算定方法の透明性を確保するとともに、施設の効率的な管理運営や事務事業の見直しを進め、料金設定の妥当性を高めていくことが重要です。

本市では、平成28年度に受益者負担の公平性の基本的な考え方を整理するため「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」を策定しておりますが、その後の社会・経済情勢の変化や「君津市経営改革大綱」、「経営改革実施計画」に基づき経営改革を進めている状況を鑑み、今般、同方針を改訂いたしました。

今後は、本方針に基づき、個別の施設使用料の検証を行い、持続可能で公平性の高い公共施設の運営を目指してまいります。

2 基本的な考え方

① 対象とする施設

公の施設を対象とします。ただし、法令等で基準額が定められているものなど、この基本方針によることが適当でない場合は対象外とします。

② 料金の基礎となるコストの算定

施設や行政サービスの提供には人や物などにかかる費用（コスト）が必要となります。このコストは、行政サービスを行っていくうえで不可欠なものであり、これ

を使用料算出の基礎的な根拠とします。

なお、減価償却資産ではない土地にかかる費用や、災害復旧については、コストに含めないものとします。

③ 公費負担と受益者負担の割合の明確化

施設を性質別に分類したうえで、その分類ごとに公費と利用者の負担割合（0%～100%）を設定し、これを使用料算出の基礎的な根拠とします。

④ 市内・市外料金の設定

限られた市の財源を活用して整備・運営されている公共施設については、市民を主たる受益者と位置づける観点から、市外在住者には市内利用者と異なる料金を設定することが可能であると考えます。

市外料金の設定にあたっては、施設の性質や利用実態、近隣自治体の料金制度等を参考にしつつ、過度な負担とならないよう配慮しながら、市内料金の2倍を上限とすることを基本に、適切な負担調整を図るものとします。

3 具体的な算定方法

受益者負担の額は、次のとおり算定します。

$$\text{受益者負担額} = \text{コスト} \times \text{負担割合 (0\% \sim 100\%)}$$

① コストの対象

コストとなる対象費用は、人件費、物件費、維持補修費、減価償却費、その他施設経費等です。

ア 人にかかるコスト

施設の設置目的を達成するため配置されている人件費などにかかるものです。正職員については、人件費総額を総職員数で除した平均単価で計算します。

イ 物にかかる費用

光熱水費、消耗品費、火災保険料、清掃業務、警備業務、エレベーターの保守点検等施設の管理運営にかかる委託料等施設の管理運営にかかる事務的経費です。

ウ 維持補修にかかる費用

日常的に発する軽度な修繕費です。

エ 減価償却費

初期投資額を耐用年数にわたって配分しコストに加える考え方をもとに、施設の取得費及び改修費を法定耐用年数で除した数値とします。

② コストの計算

ア 会議室等の使用の場合

会議室などの使用のように、ある一定の部屋（区画）を貸切りで使用する場合は、施設使用料の原価計算方法は、1㎡当たりの時間単価を算出し、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

1㎡当たりの時間単価 =

施設の年間コスト ÷ 施設面積 ÷ (年間使用可能時間 × 稼働率)

※稼働率を算定に用いることは各自治体によって異なりますが、本市では実際の利用に沿った算定をする観点から稼働率を算定に用いることとします。なお、算定に用いる稼働率は、過去の実績をもとに、想定される適正な稼働率を算定します。

イ 個人利用施設の場合

プールなどのように、ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者1人1時間（または1回）当たりの原価を算定します。

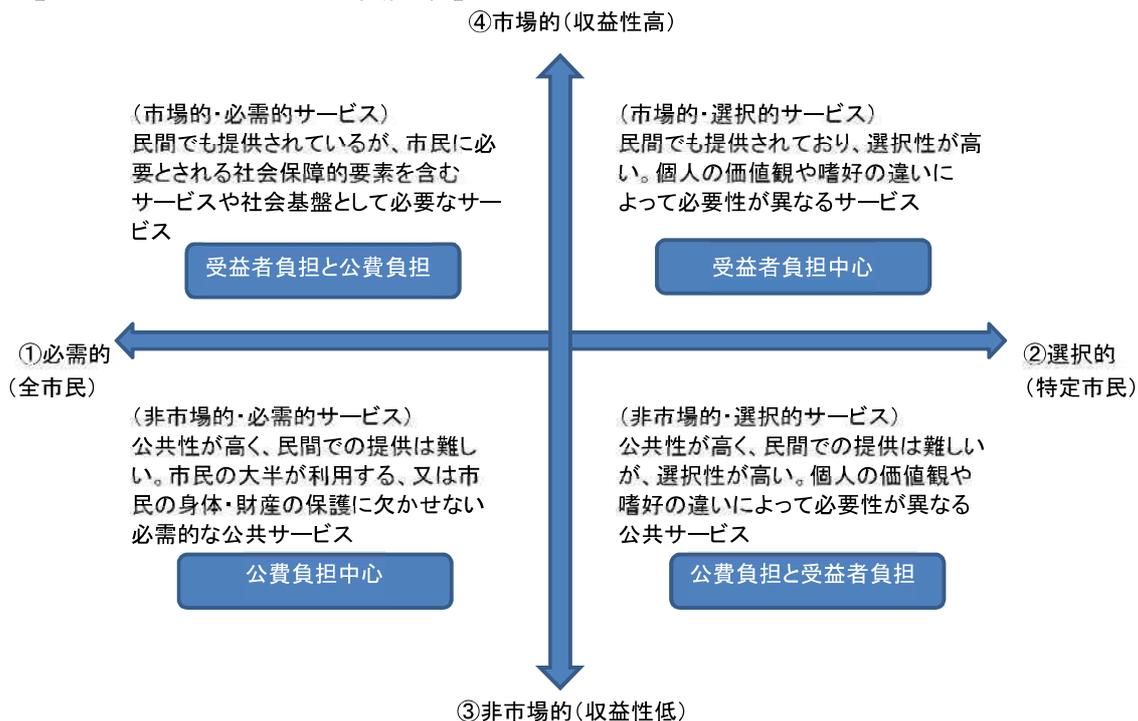
1回当たりの単価 = 施設の年間コスト ÷ 施設利用者目標数

※施設利用者目標数は、必要に応じて運営改善を図り適正な数値目標を設定します。

③ 負担割合

各サービスを「必需的か選択的か」という「選択性」、「非市場的吗市場的か」という「市場性」の2つの基準をもとに分類し、下記のとおり公費と利用者の負担割合を設定します。

【公共施設サービスの性質分類】



- ① 市民生活上、ほとんどの人が必要とするサービス・・・・・・・・・・ (必需的)
- ② より快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス・・ (選択的)
- ③ 市場原理では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス・・ (非市場的)
- ④ 市場原理により民間でも提供可能なサービス・・・・・・・・・・ (市場的)

各サービスの受益者負担割合は、そのサービスの性質に従って、選択性・市場性の度合いにより、下図のとおり9つに分類して設定します。

市場的 ↑ ↓ 非市場的	50% (公費負担 50%) A	75% (公費負担 25%) B	100% (公費負担 0%) C	
	25% (公費負担 75%) D	50% (公費負担 50%) E	75% (公費負担 25%) F	
	0% (公費負担 100%) G	25% (公費負担 75%) H	50% (公費負担 50%) I	
	必需的	←	→	選択的

4 定期的な検証

社会経済情勢の変化やサービス内容の変更、維持管理費の増減等を考慮し、適正な受益者負担となるよう3年ごとに見直しを行います。なお、期間中に社会情勢の著しい変化があった場合には、必要に応じて使用料を見直しすることとします。

5 負担の急激な上昇を防ぐための方策

この基本方針に基づいて算定した額が、現行の料金を大幅に上回る場合には、市民の急激な負担増を避けるため、段階的な料金改定とするなどの緩和措置を講じるものとします。

また、この算定方法があらゆる施設の使用料の算定を想定したものではないため、本市の他の施設や近隣自治体の施設の状況にも配慮を行うものとします。

6 利用料金制導入施設の取扱い

公の施設の管理を、市が指定した者に代行させる指定管理者制度において、利用料金制度を導入している施設については、本基本方針に基づき、当該施設の利用料金の上限額を設定します。

なお、すでに指定管理者と協定を締結している施設については、協定の更新時にあわせて利用料金の見直しを行うことを基本とします。ただし、指定管理者の選定方法や協定内容によっては、指定管理期間内であっても利用料金を見直しを行うことができるものとします。

7 その他

① 検討事項

この基本方針による見直しでは、公平性の確保や利便性の向上を図るため、以下の項目についても検討していきます。

- ・利用目的や利用時間帯など、利用区分による料金のあり方
- ・共通的な減免基準
- ・利用促進の方策

② 見直しの手順等

この基本方針による使用料の見直しにあたっては、以下を基本とします。

- ・各使用料を所管する部署が共通認識を持ちつつ、当該使用料を所管する部署を中心として進めていくものとします。
- ・施設の設置目的や利用状況、固定資産台帳や公共施設カルテなどの分析を行い、

市民の理解に努めながら進めていくものとします。

③ 減免取扱の適正化

施設の使用料は、算定方式に基づき利用者が負担すべきものですが、団体活動の支援や社会的弱者への配慮といった政策的な観点から、例外的に減免が求められる場合があります。

減免は、本来の負担を公費で補う政策的かつ特例的な措置であり、その濫用は受益者負担の原則を損なうおそれがあることから、その趣旨に則り、真にやむを得ない場合に限定して行うものとします。

④ 見直しの期間

新たな料金体系への移行については、原則として令和9年4月1日までに全ての施設で完了することを基本とし、準備が整った施設から順次移行します。

各種団体等との調整に時間を要するなど、やむを得ない事情がある場合においても、令和10年4月1日までは新たな料金体系へ移行します。

※令和10年3月31日までに個別施設計画において廃止が予定されている施設については、この見直しの対象から除外します。